

《巻頭言》

第2号に添えて

センター長 指宿 信

2018年春、当センターは創設2年目を迎えました。

これまでのセンターの活動や社会の動きを簡単に振り返るため、当ジャーナル第1号以降の活動報告を添えて、第2号の刊行の巻頭言としたいと思います。

2017年9月には治療的司法を支える理論である「治療法学(therapeutic jurisprudence: TJ)」の生みの親である、デビッド・ウェクスラー教授をプエルトリコからお迎えし、犯罪関連5学会合同シンポジウムで講演を頂きました。400人もの聴衆があり、再犯防止の切り札として治療的司法という哲学やその背後にある治療法学に大いに関心が寄せられていることを知ることが出来ました。

2018年7月にはセンター設立1周年の記念シンポジウムを開催することが出来ました。およそ100名の方が各界からご参加いただき、法務省保護局より畝本直美局長に来賓としてご挨拶をいただき、平井慎二医師（下総精神医療センター）から「条件反射制御法で把握した行動原理に従う司法」というタイトルで講演いただき、実際にそうした治療法で依頼人のストーカー行動を制御することに成功してこられたNPO法人ヒューマニティ理事長の小早川明子氏に具体的取り組みを語って頂きました。センターからは2名の客員研究員が刑務所内での取り組みや薬物依存を焦点とした海外の問題解決型裁判所の紹介をいたしました。このシンポジウムの様子は新聞やネットニュースなどで配信され、センターの取り組みが発信されると共に、このようなイベントを通じて脱刑罰依存の刑事司法の必要が社会で理解されるきっかけとなると私たちは期待しているところです。

さて、センターではこのような社会的耳目を集める活動だけを行なっている訳ではありません。

当センターは様々なターゲットと目的を持つ8つものプロジェクトを現在抱えています。①教育、②研修、③研究開発、④出版、⑤政策、⑥翻訳、⑦国際連携、⑧依存症アドボカシー連携、です。①は出前講義や記者向けのレクチャーシリーズ、②は弁護士向けの情状弁護研修を通じたTJ精神の普及、③は海外や国際におけるTJ的な実務、制度の動向調査、④は治療的司法に関連する論文や書籍の出版で、本ジャーナルの刊行はここに当たります。⑤は立法府や行政機関に対するTJ的な法整備、政策設計の働きかけ、⑥は海外の重要なTJ関連論文の翻訳紹介、⑦は海外のTJ関連団体やTJ研究機関との交流・連携、⑧は様々な依存症を抱えたクライアントの回復・離脱・更生をサポートするアドボカシー（支援者）のネットワーク作りのお手伝いです。

②に関しては、全国各地で開催される日弁連法務研究財団の研修プログラムの企画運営に協力し、それぞれ窃盗症（クレプトマニア）の事案であるとか、社会福祉との連携や就労支援による更生の援助の必要などについて学ぶ機会を提供しています。

③に関しては、2018年10月、西南学院大学で開催されました犯罪社会学会第45回研究大会におきまして、「『入り口支援』は悪なのか：治療的司法概念に基づく回復支援・問題解決型司法を

考える」と題してテーマセッションを企画し、法制審議会で検討されている「条件付き起訴猶予制度」について賛成論・反対論の双方から活発な議論を行うことができました。2019年3月には北海道大学で開催されます法と精神医療学会第34回大会におきまして、「司法と医療の連携による更生支援型刑事司法を考える：治療的司法の観点から」と題したシンポジウムを企画運営する予定になっています。

④については、2018年9月、第一法規から『治療的司法の実践—更生を見据えた刑事弁護のために』と題する書籍が刊行されました。社会内には依存症離脱や貧困者の福祉的支援をする様々な支援者（アドヴォカシー）の方々の活動がありますので、そうした社会的資源を利用して被疑者被告人の更生を目指す情状弁護のあり方を提言する全く新たな刑事弁護の指南書として出版しました。わが国で「治療的司法」をタイトルに冠する初めての書籍となります。店頭でお手に取っていただければ幸いです（参照→ <https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/103339.html>）

⑦に関しては、2019年7月にローマで開催されます、第36回世界法と精神医療学会で治療的司法部門の中で、日本チームによる日本版の治療的司法への取り組みを報告するセッションを企画しています。

なお、センターには、学生サポーター制度も設けられ活動のお手伝いをいただいています。TJに関わる理論や研究に興味のある方はセンターまでご連絡ください。

いぶすき・まこと（成城大学教授）